



# 熊本県公報

号外 第 1 4 号  
平成 29 年 3 月 31 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

訓 令		
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	1
○熊本県熊本地震検証室設置規程	( 〃 )	10
○熊本県地域支え合い支援室設置規程	( 〃 )	11
○熊本県企業復興支援室設置規程	( 〃 )	11
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	12

## 訓 令

### 熊本県訓令第 3 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 4 号中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
第 3 条（見出しを含む。）中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
第 4 条第 1 1 項中「課（センター）に課（センター）長」を「課（グループ）に課長を置き、センターにセンター長」に改め、同条第 2 3 項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同項を同条第 2 4 項とし、同条第 2 2 項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同項を同条第 2 3 項とし、同条中第 2 1 項を第 2 2 項とし、第 2 0 項を第 2 1 項とし、同条第 1 9 項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同項を同条第 2 0 項とし、同条第 1 8 項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同項を同条第 1 9 項とし、同条第 1 7 項の次に次の 1 項を加える。  
1 8 知事公室に課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。  
第 5 条第 1 1 項中「課（センター）務」を「課（センター・グループ）務」に改め、同条第 2 5 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
第 6 条（見出しを含む。）中「課」を「課（グループ）」に改める。  
第 8 条第 1 項中「・課（センター）」を「・課（センター・グループ）」に改める。  
第 9 条第 1 項中「・課（センター）」を「・課（センター・グループ）」に改める。  
別表第 1 中「課（センター）」を「課（センター・グループ）」に改め、同表知事公室

の項中

秘書課
広報課
危機管理防災課

を

秘書グループ
広報グループ
くまモングループ
危機管理防災課

に改め、同表商工観光

労働部の項中「観光課」を「観光物産課」に改める。  
別表第 3 の 1 の表秘書課の部中「秘書課」を「秘書グループ」に改め、同表広報課の部中「広報課」を「広報グループ」に改め、同部の次に次のように加える。

くまモングループ	1	くまモンに関すること。				
----------	---	-------------	--	--	--	--

同表危機管理防災課の部第 3 項知事決裁事項の欄第 4 号中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同部第 9 項の次に次の 1 項を加える。

1 0	熊本地震検証室に関すること。					
( 1 )	平成 2					

8 年熊 本地震 の災害 対応の 検証に 関する こと。						
(2) 平成 2 8 年熊 本地震 のアー カイブ に關す ること 。						

別表第 3 の 2 の表人事課の部第 1 0 項課（センター）長専決事項の欄第 1 号中「センター」の次に「・グループ」を加え、同表財政課の部第 5 項中「地域の元気基金」を「平成 2 8 年熊本地震復興基金」に改め、同表総務私学局の部県政情報文書課の款第 1 0 項中「センター」の次に「・グループ」を加える。  
別表第 3 の 4 の表健康福祉政策課の部第 6 項を次のように改める。

6 地域支 え合い支 援室に關 すること 。						
(1) 被災者 支援に 關する こと。						
(2) 地域福 祉の推 進に關 すること 。						
(3) 災害救 助に關 すること 。			1 災害 弔慰金 の支給 等に関 する法 律（昭 和 4 8 年法律 第 8 2 号）第 7 条第 1 項及 び第 9 条の規 定によ る費用 の負担 の決定 並びに			



別表第 3 の 5 の表環境局の部環境保全課の款中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 6 項から第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

5 同法第 5 6 条第 5 項の規定による社会福祉法に対する勧告を行うこと。  
6 同法第 5 6 条第 6 項の規定による社会福祉法に対する勧告を行うこと。  
別表第 3 の 4 の表子ども・障がい福祉局の部障害児福祉課の款に次の 2 項を加える。

1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定による

1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）第 1 8 条第 2 項の規定による

2 2 熊本県高齢者、障害者等との社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。					
2 3 ユニバーサルデザインの推進に関すること。					

別表第 3 の 5 の表環境局の部環境保全課の款中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 6 項から第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関すること。			1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定による	1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）第 1 8 条第 2 項の規定による	
--------------------------	--	--	--	--	--

			技術基 準適合 命令に 関する こと。	主務大 臣への 報告に 関する こと。		
			2 同法 第 2 9 条第 2 項の規 定によ る報告 徴収に 関する こと。	2 同法 第 2 8 条第 2 項の規 定によ る指導 及び助 言に関 すること。		
			3 同法 第 3 0 条第 2 項の規 定によ る立入 検査に 関する こと。	3 同法 第 2 8 条第 3 項の規 定によ る主務 大臣へ の報告 に關す ること 。		
				4 同法 第 2 9 条第 4 項の規 定によ る主務 大臣へ の報告 に關す ること 。		
				5 同法 第 3 0 条第 4 項の規 定によ る主務 大臣へ の報告 に關す ること 。		
別表第 3 の 5 の表県民生活局の部男女参画・協働推進課の款中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。						
5	熊本県 控除対象 特定非営 利活動法 人の指定					

の基準、  
 手続等に  
 関する条  
 例（平成  
 26 年熊  
 本県条例  
 第 48 号  
 ）及び熊  
 本県控除  
 対象特定  
 非営利活  
 動法人を  
 定める条  
 例（平成  
 26 年熊  
 本県条例  
 第 77 号  
 ）の施行  
 に関する  
 こと。

別表第 3 の 6 の表商工労働局の部商工振興金融課の款第 12 項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）」に改め、同項部内局長専決事項の欄第 1 号を削り、同款中第 18 項を第 20 項とし、第 17 項を第 18 項とし、同号の次に次の 1 号を加える。

19 企業  
 復興支援  
 室に關す  
 ること。

(1)  
 平成 2  
 8 年熊  
 本地震  
 により  
 被災し  
 た中小  
 企業等  
 グルー  
 プ又は  
 その構  
 成員が  
 実施す  
 る施設  
 又は設  
 備の復  
 旧整備  
 等に係  
 る事業  
 の調整  
 及び推  
 進に關  
 すること。

別表第 3 の 6 の表商工労働局の部商工振興金融課の款中第 16 項を第 17 項とし、第 13 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 中小  
 企業にお

ける経営 の継承の 円滑化に 関する法 律（平成 20年法 律第33 号）の施 行に關す ること（ 商業に關 することに 限る。）							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の6の表新産業振興局の部産業支援課の款第7項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）」を「中小企業等経営強化法」に改め、同款中第14項を第15項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 中小企 業におけ る経営の 継承の円 滑化に關 する法律 の施行に 關すること （商業に 關すること を除く。）							
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の6の表新産業振興局の部企業立地課の款中第5項を削り、第4項の次に次の4項を加える。

5 熊本港 等への貨 物の集積 の推進に 關すること							
--	--	--	--	--	--	--	--

6 熊本港 等に寄港 する船舶 の誘致及 び拡充に 關すること							
--	--	--	--	--	--	--	--

7 熊本港 臨海用地 の分譲、 貸付け及 び管理に 關すること							
--	--	--	--	--	--	--	--

8 その他 熊本港等 の利用促 進等に關							
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

すること						
------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 6 の表観光経済交流局の部観光課の款中「観光課」を「観光物産課」に改め、同款中第 1 1 項を第 1 7 項とし、第 1 0 項の次に次の 6 項を加える。

1 1 くまもとブランドの推進に係る企画及び調整に関すること。						
1 2 県産品の販路拡大に係る施策の企画及び調整に関すること。						
1 3 物産振興に関すること。						
1 4 伝統的工芸品産業の育成に関すること。						
1 5 熊本産業展示場に関すること。						
1 6 流通施設の整備促進に関すること。						

別表第 3 の 6 の表観光経済交流局の部くまもとブランド推進課の款を削る。  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 2 項課（センター）長専決事項の欄に次の 1 号を加える。  
 | 1 登記及び供託に関すること。 |  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 4 項知事決裁事項の欄第 1 号を削り、同項部内局長専決事項の欄第 1 号を削り、同欄第 2 号中「指定、変更又は廃止を決定すること。」を「指定に関すること。」に改め、同号を同欄第 1 号とし、同欄に次の 1 号を加える。  
 | 2 地区予算の割当てに関すること。 |  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 5 項部内局長専決事項の欄に次の 1 号を加える。  
 | 1 地区予算の割当てに関すること。 |  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 6 項部内局長専決事項の欄に次の 1 号を加える。  
 | 3 地区予算の割当てに関すること。 |  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 7 項部（公室）長専決事項の欄各号を削り、同項部内局長専決事項の欄第 1 号を次のとおり改める。  
 | 1 地すべり区域の指定に関すること。 |  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 7 項部内局長専決事項の欄中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。  
 | 2 地すべり防止工事基本計画に関すること。 |  
 別表第 3 の 7 の表農村振興局の部農地整備課の款第 7 項課（センター）長専決事項の欄



中第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

1 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 11 条の規定による工事の設計及び実施計画を承認すること。  
別表第 3 の 7 の表森林局の部森林保全課の款第 3 項知事決裁事項の欄各号を削り、同項部（公室）長専決事項の欄第 1 号を削り、同項部内局長専決事項の欄中第 1 号及び第 2 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 4 号の前に次の 3 号を加える。

- 1 治山事業の基本計画を策定すること。
- 2 治山事業の年度計画を決定すること。
- 3 地すべり防止区域の指定に関すること。

別表第 3 の 8 の表道路都市局の部道路保全課の款第 1 項部内局長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

- 1 3 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 6 の規定により車両移動のための区間の指定を行うこと。

別表第 3 の 8 の表河川港湾局の部河川課の款中第 9 項を削り、第 10 項を第 11 項とし、第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 河川開発に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
10 ダムの建設及び維持管理に関すること。	1 河川法第 47 条の規定に基づき、ダムの操作規程を承認すること。				
	2 同法第 52 条の規定に基づきダムの操作について洪水調整のために必要な措置の指示をすること。				

別表第 3 の 8 の表建築住宅局の部建築課の款中第 3 項知事決裁事項の欄第 3 号を削り、同項部（公室）長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

- 1 同法第 20 条の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定又は指定を解除すること。

別表第 3 の 8 の表建築住宅局の部建築課の款中第 20 項を第 21 項とし、第 15 項から第 19 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同款第 14 項部内局長専決事項の欄第 1 号を削り、同欄第 2 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」を「同法」に改め、同号を同欄第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。

2 同法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請すること。

別表第 3 の 8 の表建築住宅局の部建築課の款第 1 4 項課（センター）長専決事項の欄第 1 号中「同法」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）」に改め、同項を同款第 1 5 項とし、同款中第 4 項から第 1 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 宅地耐震化に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。						
----------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 の 8 の表建築住宅局の部住宅課の款第 1 項部内局長専決事項の欄第 5 号中「住宅市街地基礎整備事業計画」を「住宅・住環境整備計画」に改め、同款第 5 項中「住宅供給公社の他」を削り、同項部内局長専決事項の欄各号を削る。

- 附 則  
（施行期日）
- この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。  
（熊本県福祉のまちづくり室設置規程等の廃止）
  - 次に掲げる訓令は廃止する。
    - 熊本県福祉のまちづくり室設置規程（平成 1 8 年 3 月 3 1 日訓令第 2 8 号）
    - 熊本県河川開発室設置規程（平成 2 1 年 3 月 3 1 日訓令第 4 3 号）
    - 熊本県ポートセールス推進室設置規程（平成 2 4 年 3 月 3 1 日訓令第 1 2 号）

熊本県訓令第 4 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本地震検証室設置規程を次のように定める。  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 熊本県熊本地震検証室設置規程  
（設置）
- 第 1 条 平成 2 8 年熊本地震に関する対応の検証、アーカイブを推進するため、知事公室危機管理防災課に熊本地震検証室（以下「室」という。）を置く。  
（分掌事務）
- 第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。  
（1）平成 2 8 年熊本地震への災害対応の検証に関すること。  
（2）平成 2 8 年熊本地震のアーカイブに関すること。  
（職員）
- 第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。  
2 室に、課長補佐を置くことができる。  
3 室に、主幹及び参事を置くことができる。  
（職務）
- 第 4 条 室長は、知事公室危機管理防災課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。  
2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。  
3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。  
（専決及び代決）
- 第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令第 2 9 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、知事公室危機管理防災課長が専決する。  
2 前項の課長専決事項について、知事公室危機管理防災課長が不在のときは、室長が代決することができる。  
3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ知事公室危機管理防災課長が指定した事項については、室長が専決することができる。  
（庶務）
- 第 6 条 室の庶務は、知事公室危機管理防災課において行う。  
（雑則）
- 第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 5 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域支え合い支援室設置規程を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域支え合い支援室設置規程  
（設置）

第 1 条 平成 28 年熊本地震による被災者の生活再建等を推進するため、健康福祉部健康福祉政策課に地域支え合い支援室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者支援に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 災害救助に関すること。

（職員）

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第 4 条 室長は、健康福祉部健康福祉政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、健康福祉部健康福祉政策課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、健康福祉部健康福祉政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ健康福祉部健康福祉政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第 6 条 室の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において行う。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 6 号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県企業復興支援室設置規程を次のように定める。  
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業復興支援室設置規程  
（設置）

第 1 条 平成 28 年熊本地震により被災した中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設又は設備の復旧整備等を推進するため、商工観光労働部商工労働局商工振興金融課に企業復興支援室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第 2 条 室の分掌事務は、平成 28 年熊本地震により被災した中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設又は設備の復旧整備等に係る事業の調整及び推進に関することとする。

（職員）

第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第 4 条 室長は、商工観光労働部商工労働局商工振興金融課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、商工観光労働部商工労働局商工振興金融課長が専決する。

- 2 前項の課長専決事項について、商工観光労働部商工労働局商工振興金融課長が不在のときは、室長が代決することができる。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ商工観光労働部商工労働局商工振興金融課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、商工観光労働部商工労働局商工振興金融課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第4項中第3号から第5号までを削る。
- 第7条第3項中第6号から第8号までを削る。
- 第10条第1項第25号中「農政に係る」を削り、同項第26号に次のただし書を加える。

ただし、土木部に係るものを除く。

第10条第1項第27号中「農政に係る」を削り、同条第3項第2号中「30アール未満」を「30アール以下」に改め、同条第3項第3号中「30アール未満」を「30アール以下」に改め、同条第4項各号列記以外の部分に、「2ヘクタール未満」を「2ヘクタール以下」に改め、同条第4項各号列記以外の部分に、「次に掲げる事項」の次に「（第16号から第28号まで及び第38号から第47号までに掲げる事項にあっては、熊本市の区域に係るものに限る。）」を加え、同項第12号を次のように改める。

- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
  - ア 法第12条の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。
  - イ 法第13条の規定による国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続きの特例に関すること。
  - ウ 法第16条の規定による住宅部分に係る指示等に関すること。
  - エ 法第17条第1項の規定による報告又は検査に関すること。
  - オ 法第19条第2項の規定による届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
  - カ 法第19条第3項の規定による同条第2項の規定に基づく指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - キ 法第20条第2項の規定による通知に関すること。
  - ク 法第20条第3項の規定による措置について協議を求めること。
  - ケ 法第21条第1項の規定による建築物に係る報告又は検査に関すること。
- 第10条第4項中第16号を第48号とし、第15号の次に次の32号を加える。

- (16) 河川法（昭和39年法律第167号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による河川区域内の土石等の採取に係る許可及び認可並びに土砂採取料等の徴収に関すること。
- (17) 河川法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
- ア 法第17条第1項の規定による堤防と道路との兼用工作物に係る管理協定の締結に関すること。
- イ 法第20条の規定により河川管理者以外の者が行う工事等の承認に関すること。
- ウ 法第26条第1項の規定による河川区域内の工作物の新築、改築及び除却の許可に関すること。
- エ 法第27条第1項の規定による河川区域内の土地の掘削等の許可に関すること。
- オ 法第75条第1項の規定による監督処分に関すること。
- カ 法第92条の規定による廢川敷地等の交換に関すること。
- (18) 砂防指定地内における制限行為の許可及び砂防設備の占用の許可に関すること。
- (19) 地すべり区域内における制限行為の許可に関すること。
- (20) 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可に関すること。
- (21) 海岸法の規定により海岸保全区域及び一般公共海岸区域における制限行為の許可をすること。
- (22) 里道、水路等の付替えを許可すること。
- (23) 前号の許可に係る付替財産の寄附受納に関すること。
- (24) 里道、水路等（3万平方メートルを超えるものを除く。）の用途廃止及び引継ぎ

- に關すること。
- (25) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下この号において「法」という。）の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項  
 ア 法第 4 条第 2 項に規定する国有財産の所管換（10 万平方メートルを超える国有財産に係るものを除く。）及び同条第 3 項に規定する国有財産の所属換に關すること。  
 イ 法第 18 条第 6 項の規定により国有財産（10 万平方メートルを超えるものを除く。）の使用又は収益を許すこと。  
 ウ 法第 22 条第 1 項の規定により国有財産（国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する引継不適當財産（10 万平方メートルを超えるもの）を除く。）に關する引継不適當財産（10 万平方メートルを超えるものを除く。）を無償で貸し付けること。  
 エ 法第 27 条第 1 項の規定により国有財産（1 万平方メートルを超えるものを除く。）の交換をすること。  
 オ 法第 28 条の規定により国有財産を譲与すること。  
 (26) 土地改良法第 5 条第 6 項の規定により承認をすること。  
 (27) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下この号において「法」という。）の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項  
 アイ 法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定により公園施設の設置又は管理の許可をすること。  
 イコ 法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により公園の占用の許可及び変更の許可をすること。  
 ウエ オカ キク ク  
 ウエオカキクク法第 9 条の規定による占用の協議に關すること。  
 ウエオカキク法第 10 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 ウエオカキク法第 11 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 ウエオカキク法第 13 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 ウエオカキク法第 14 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 ウエオカキク法第 17 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 (28) 熊本市条例第 2 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 とい 熊本市条例第 4 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 アイ 熊本市条例第 6 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 ウエ 熊本市条例第 9 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 オ 熊本市条例第 10 条第 2 項の規定による原に負ける者の措置に關すること。  
 (29) 設計高 2 億円未満の工事の設計高 1 億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に關すること（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）  
 (30) 設計高 2 億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に關すること（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）  
 (31) 設計高 2 億円未満の工事の予定価格の決定に關すること。  
 (32) 設計高 2 億円未満の工事の設計変更額が 5,000 万円未満の設計変更の決定に關すること（設計変更により工事金額が 2 億円以上となるものを除く。）  
 (33) 3,000 万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること  
 (34) 前号に定めるもののほか、設計変更により 3,000 万円以上となる支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること。  
 (35) 1,000 万円未満の支出負担行為（工事材料の購入に係るものに限る。）をすること。  
 (36) 2 億円未満の支出負担行為（工事の請負に係るものに限る。）をすること。  
 (37) 前号に定めるもののほか、設計変更により 2 億円以上となる支出負担行為（工事の請負に係るものに限る。）をすること。  
 (38) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下この号において「法」という。）の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項  
 ア 法第 12 条第 1 項の規定により流域関連公共下水道の管理者からの届出等に關する事項の通知を受理すること。  
 イ 法第 25 条第 14 項の規定により流域下水道の供用開始等を流域関連公共下水道の管理者に通知すること。  
 ウ 法第 25 条第 15 項の規定により使用を制限しようとする施設等を流域関連公共下水道の管理者に通知して、流域下水道の施設の使用を制限すること。  
 エ 法第 25 条第 16 項第 1 項の規定により流域関連公共下水道の管理者に対し、原因の調査及びその結果の報告を求めるとし、流域関連公共下水道の管理者に対し、条例の制定その他必要措置をとるべきこと。  
 オ 法第 25 条第 16 項第 2 項の規定により流域関連公共下水道の管理者に対し、条例の制定その他必要措置をとるべきこと。  
 カ 法第 25 条第 18 項の規定により他の工作物の管理者と協議し、負担額を定めること。  
 キ 法第 25 条第 18 項の規定により他の工作物の管理者と協議し、負担額を定めること。  
 ク 法第 25 条第 18 項の規定により他の工作物の管理者と協議し、負担額を定めること。

ケ 法第25条の18において準用する法第23条第1項の規定により流域下水道台帳を調整し、保管すること。

(39) 県の管理する河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般海域の占使用の許可及び占使用料等の徴収に關すること（港管理事務所所管に係るものを除く。）。

(40) 国土交通大臣の管理する河川及び熊本市が河川法第9条第5項又は第10条第2項の規定に基づき管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に關すること。

(41) 河川、水路敷等と民地との境界を確定すること。

(42) 道路法（以下この号において「法」という。）の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第90条第2項の規定により国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の無償貸付及び譲与を行うこと。

イ 法第92条第4項の規定により不用物件である国有財産及び県有財産の交換の同意を行うこと。

ウ 法第93条の規定により不用物件の引渡しを行うこと。

エ 法第94条第2項の規定により不用物件である国有財産（10万平方メートルを超えるものを除く。）の譲与を行うこと。

(43) 港湾区域の使用水域又は港湾隣接地域内の公共空地の占用の許可（協議を含む。）

(44) 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域内の公共空地の占用の許可（協議を含む。）及び土砂採取料の徴収に關すること（熊本港に係るものを除く。）

(45) 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域内の公共空地における土砂の採取の許可（協議を含む。）及び土砂採取料の徴収に關すること（熊本港に係るものを除く。）

(46) 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠（きよ）又は排水渠（きよ）の建設又は改良の許可（協議を含む。）に關すること（熊本港に係るものを除く。）

(47) 前3号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第14条各号に掲げる行為の許可（協議を含む。）に關すること（熊本港に係るものを除く。）

第22条第1項中第29号を第31号とし、第19号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第18号中「第43条」を「第45条の36」に改め、同条第20号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 前号に定めるもののほか、設計変更により6,000万円以上となる支出負担行為（道路の維持管理の委託に係るものに限る。）をすること。

第22条第1項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 前号に定めるもののほか、設計変更により3,000万円以上となる支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること。

第37条第3項中「第26条第1項各号」の次に「（第25号を除く。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 第24条第1項各号（第7号及び第13号を除く。）に掲げる事項（土木部に係るものに限る。）

第37条第3項第4号中「昭和31年法律第79号。」を削り、同項第5号中「昭和53年熊本県例第9号。」を削る。

第44条第1項第47号を第48号とし、第29号から第46号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 前号に定めるもののほか、設計変更により2,000万円以上となる支出負担行為（測量、調査、試験、設計等の委託（本庁の部長があらかじめ指定したものを除く。）に係るものに限る。）をすること。

第56条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「及び第36号から第44号まで」を「及び第37号から第45号まで」に改め、同条第1号とし、同条第4号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号から第13号までを削り、第14号を第3号とし、第15号から第17号までを11号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第7号とし、第20号から第29号までを削る。

第64条中第3号から第5号までを削る。

第65条中第3号から第5号までを削る。

第66条第3項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とする。

第67条第2号中「第13号まで」を「第14号まで」に改め、同条第10号中「第43条」を「第45条の36」に改め、同条第13号中「30アール未満」を「30アール以下」に改め、同条第14号中「30アール未満」を「30アール以下」に改め、同条第14号中「2ヘクタール未満」を「2ヘクタール以下」に改める。

第69条第5項第1号中「第15号まで」を「第15号及び第29号から第37号まで」に改める。

第80条第1項中「第18号及び第19号」を「第20号及び第21号」に改める。

第83条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第24条第1項第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事項

(2) 第26条第4項各号に掲げる事項

第90条第1項中「第18号及び第19号」を「第20号及び第21号」に改める。

第 9 2 条第 1 項中「第 2 4 条」の次に「（第 1 項第 1 3 号を除く。）」を加え、同条第 2 項を削る。

第 9 3 条第 3 項中「第 2 6 条第 1 項各号」の次に「（第 2 5 号を除く。）」を加える。

第 1 0 0 条第 1 項中「第 1 8 号及び第 1 9 号」を「第 2 0 号及び第 2 1 号」に改める。

第 1 0 2 条第 1 項第 1 号中「第 2 4 条第 1 項各号」の次に「（第 1 3 号を除く。）」を加える。

第 1 0 3 条第 3 項中「第 2 6 条第 1 項各号」の次に「（第 2 5 号を除く。）」を加える。

第 1 1 3 条中第 1 1 号及び第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 1 号とする。

第 1 1 4 条中第 1 1 号及び第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 1 号とする。

第 1 1 6 条第 1 項第 1 号中「第 1 8 号及び第 1 9 号」を「第 2 0 号及び第 2 1 号」に改め、同項第 5 号中「3 0 アール未満」を「3 0 アール以下」に改め、同項第 6 号中「3 0 アール未満」を「3 0 アール以下」に、「2 ヘクタール未満」を「2 ヘクタール以下」に改める。

第 1 2 6 条第 1 項第 3 号中「3 0 アール未満」を「3 0 アール以下」に改め、同条第 4 号中「3 0 アール未満」を「3 0 アール以下」に、「2 ヘクタール未満」を「2 ヘクタール以下」に改める。

第 1 2 8 条中「第 6 9 条」の次に「（第 5 項第 1 号（第 1 0 条第 4 項第 2 9 号から第 3 号までに係る部分に限る。）を除く。）」を加え、「この場合において、第 6 9 条」を「この場合において、第 6 9 条第 1 項第 1 号中「事項」とあるのは「事項（同項第 2 5 号に掲げる事項にあっては、農政に係るものに限る。））」と、同条に、「同条第 2 項第 6 号、第 3 項第 4 号」を、「同条第 2 項第 1 号中「事項」とあるのは「事項（同項第 2 7 号に掲げる事項にあっては、農政に係るものに限る。））」と、同項第 6 号、同条第 3 項第 4 号」に改める。

第 1 3 6 条第 1 項中「第 1 8 号及び第 1 9 号」を「第 2 0 号及び第 2 1 号」に改める。

第 1 3 9 条第 3 項第 3 号中「第 5 6 条第 1 項第 1 9 号」を「第 5 6 条第 1 項第 7 号」に改める。

第 1 5 2 条第 1 項中「第 1 8 号及び第 1 9 号」を「第 2 0 号及び第 2 1 号」に改める。

第 1 5 5 条第 3 項第 4 号中「第 8 3 条第 3 項第 2 号から第 6 号まで」を「第 8 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」に改める。

第 1 6 2 条第 1 項第 1 号中「第 1 8 号及び第 1 9 号」を「第 2 0 号及び第 2 1 号」に改める。

第 1 6 5 条第 4 項第 4 号「第 5 6 条第 1 項第 1 9 号」を「第 5 6 条第 1 項第 7 号」に改める。

第 1 7 3 条第 1 項中「）及び第 5 項」の次に「（第 1 号（第 1 0 条第 4 項第 2 9 号から第 3 7 号までに係る部分に限る。）を除く。）」を加え、「この場合において、第 6 9 条」を「この場合において、第 6 9 条第 1 項第 1 号中「事項」とあるのは「事項（同項第 2 5 号に掲げる事項にあっては、農政に係るものに限る。））」と、同条に、「同条第 2 項第 6 号、第 3 項第 4 号」を、「同条第 2 項第 1 号中「事項」とあるのは「事項（同項第 2 7 号に掲げる事項にあっては、農政に係るものに限る。））」と、同項第 6 号、同条第 3 項第 4 号」に改める。

第 1 8 0 条第 1 項中「第 1 8 号及び第 1 9 号」を「第 2 0 号及び第 2 1 号」に改める。

別表第 1 県央広域本部の項中「

用地課
工務管理課

」を「

用地第一課
用地第二課
工務管理課

」に、「

災害対策課
-------

」を「

災害復興第一課
災害復興第二課
復興まちづくり課

」に改める。

別表第 2 県央広域本部上益城地域振興局の項及び県北広域本部鹿本地域振興局の項中「

維持管理調整課
用地課
工務課

」を「

維持管理調整課
---------

」に、同表県北広域本部菊池地域振興局の項中「

技術管理課
用地課
工務課

」を「

技術管理課
-------

」に、同表県北広域本部阿蘇地域振興局の項中「

林務課
-----

」を「

林務課
山地災害対策課

」に改める。

別表第 3 土木部の部景観建築課の項分掌事務の欄第 1 2 号を次のように改める。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）の施行に関する事。

別表第 3 土木部の部用地課の項を次のように改める。

用地第一課	1 用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。
用地第二課	2 地域振興局の用地課が行う業務に係る連絡調整に関する事。

別表第 3 土木部の部工務管理課の項を次のように改める。

工務管理課	1 建設工事（河川、港湾、砂防、都市公園（万日山緑地公園を除く）
-------	----------------------------------

- く。)、熊本北部流域下水道並びに公共土木施設(道路を除く。)  
の維持補修及び防災対策事業に係る建設工事(白川に係る建設  
工事を除く。)に限る。次号及び第 3 号において同じ。)の計画  
調整、調査、設計及び監督に関すること(熊本市の区域に係るも  
のに限る。)
- 2 建設工事の総合評価方式による入札(落札者決定基準に係るも  
のに限る。)に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 3 建設工事の受託施行に関すること(熊本市の区域に係るもの  
に限る。)
- 4 熊本北部流域下水道及び関連公共下水道に係る連絡調整に関  
すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 5 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣  
接地域(港湾施設を除く。)及び一般海域の占使用に関すること  
(港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の  
区域に係るものに限る。)
- 6 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共  
海岸区域の生産物(土石等を含む。)の採取に関すること(港管  
理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に  
係るものに限る。)
- 7 国土交通大臣の管理する河川及び熊本市が河川法第 9 条第 5 項  
又は第 10 条第 2 項の規定に基づき管理する河川の土石採取料、  
土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること(熊本市の  
区域に係るものに限る。)
- 8 河川、海岸、港湾、砂防設備、河川保全区域、河川予定地、砂  
防指定地等の取締り及び調査に関すること(港管理事務所の所管  
区域に係るものを除くものとし、(熊本市の区域に係るものに限  
る。))
- 9 港湾施設の使用に関すること(港管理事務所の所管港湾施設に  
係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。)
- 10 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の  
届出等に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 11 都市公園(万日山緑地公園を除く。)の管理に関すること(熊  
本市の区域に係るものに限る。)
- 12 河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関す  
ること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 13 国家賠償法第 2 条(昭和 22 年法律第 125 号)の規定による  
損害賠償責任に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。  
)
- 14 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関す  
ること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 15 河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること(熊本市の  
区域に係るものに限る。)
- 16 水防に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関す  
る法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項に定める土砂災  
害警戒区域及び同法第 8 条第 1 項に定める土砂災害特別警戒区域  
(以下「土砂災害警戒区域等」という。)の指定のための基礎調  
査等に関すること(宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都  
町の区域に係るものを除く。)
- 18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等  
に関すること(宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の  
区域に係るものを除く。)
- 19 建設工事(公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及  
び防災対策事業に係る建設工事を除く。以下次号から第 22 号に  
おいて同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関すること(



	<p>熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>20 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関すること（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>21 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>22 建設工事の受託施行に関すること（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>23 地域振興局の維持管理調整課及び工務課が行う業務に係る連絡調整に関すること（県央広域本部の工務管理課が行う業務に関連することに限る。)</p>
--	---

別表第 3 土木部の部災害対策課の項を削り、工務管理課の項の次に次のように加える。

災害復興第一課	<p>1 建設工事（白川に係る建設工事及び熊本地震に起因する災害復興事業に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関すること（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p>
災害復興第二課	<p>3 建設工事の受託施行に関すること（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関すること（県央広域本部の災害復興第一課及び災害復興第二課が行う業務に関連するものに限る。)</p>
復興まちづくり課	<p>1 建設工事（熊本地震に起因する街路事業及び区画整理事業に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関すること（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>3 建設工事の受託施行に関すること（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関すること（県央広域本部の復興まちづくり課が行う業務に関連するものに限る。)</p>

別表第 4 土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第 1 4 号中「（昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号）」を削り、同部工務課の項分掌事務の欄第 6 号を次のように改める。

6 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。  
 別表第 5 土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第 1 8 号中「建設工事に限る。」を「建設工事以外にあっては上益城郡山都町の区域に係るものに限る。」に改め、同欄第 2 0 号中「補助工事」の次に「（第 1 8 号に規定する建設工事に係る補助工事に限る。）」を加え、同欄第 2 5 号中「管理等に関すること」の次に「（上益城郡山都町の区域に係るものに限る。）」を加え、同号を同欄第 2 6 号とし、同欄第 2 4 号の次に次の 1 号を加える。

2 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること（上益城郡山都町の区域に係るものに限る。)

別表第 5 土木部の部用地課の項及び工務課の項を削る。

別表第 7 土木部の部用地課の項、工務管理課の項及び災害対策課の項を削る。

別表第 8 総務部の部振興課の項分掌事務の欄第 5 号中「（危機管理防災課の分掌事務を除く。）」を削り、同部総務課の項分掌事務の欄第 7 号中「、本庁知事公室（危機管理防災課の分掌事務に限る。）」を削り、同表農林水産部の部林務課の項分掌事務の欄を次のように改める。

林務課	<p>1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。)</p> <p>2 林業及び木材産業の振興に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区</p>
-----	---

	域に係るものを除く。)。 3 木材の需要拡大に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。 4 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。 5 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。 6 森林の保全に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。 7 自然環境の保全に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るものを除く。）。 8 地域振興局の林務課が行う業務に係る連絡調整に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。
--	---

別表第 8 土木部の部中「 | 1 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定 | 」を「 | 1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 」に改める。  
別表第 8 土木部の部用地課の項を次のように改める。

用地課	1 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 2 地域振興局の用地課が行う業務に係る連絡調整に関すること。
-----	--

別表第 8 表土木部の部工務課の項を次のように改める。

工務課	1 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。以下この表において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 5 建設工事の受託施行に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 6 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること（山鹿市、菊池市、合志市及び菊池郡の区域に係るものに限る。）。 7 地域振興局の工務課（阿蘇地域振興局にあっては工務第一課及び工務第二課）が行う業務に係る連絡調整に関すること。
-----	---

別表第 1 0 土木部の部用地課の項及び工務課の項を削る。

別表第 1 1 振興課の項分掌事務の欄中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

8 災害対策基本法の施行に関すること。

別表第 1 1 総務課の項分掌事務の欄中第 9 号を削り、同欄第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表土木部の部用地課の項及び工務課の項を削る。

別表第 1 2 農林部の部林務課の項分掌事務の欄中第 4 号を削り、同欄第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 1 1 号中「災害復旧に関すること」の次に「（山地災害対策課の所掌に係る事務を除く。）」を加え、同号を第 1 0 号とし、第 1 2 号を第 1 1 号とし、第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 2 号とし、第 1 5 号から第 1 7 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 1 8 号を削り、同項の次に次の項を加える。

山地災害対策課	1 林道事業に関すること。 2 治山事業に関すること。 3 災害復旧に関すること（林務課の所掌に係る事務を除く。）。 4 観光施設の整備に関すること。
---------	--

別表第 1 3 総務部の部振興課の項分掌事務の欄第 5 号中「（危機管理防災課の分掌事務

を除く。）」を削り、同部総務課の項分掌事務の欄第7号中「本庁知事公室（危機管理防災課の分掌事務に限る。）」を削り、同表土木部の部景観建築課の項第11号を次のように改める。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

別表第14振興課の項分掌事務の欄中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

8 災害対策基本法の施行に関すること。

別表第14総務課の項分掌事務の欄中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第13号とし、同表土木部の部工務課の項分掌事務の欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。

別表第18土木部の部工務第一課の項分掌事務の欄中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。

別表第18号土木部の部工務第二課の項分掌事務の欄第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。